社会福祉法人　むつみ会　一般事業者行動計画

　社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和6年4月1日～令和11年3月31日までの　5年間

当法人の課題

1. 年次有給休暇の取得状況に個人のばらつきがある。
2. 育児休業を女性職員は全員取得しているが、男性職員で取得した人がまだいない。

２．内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間5～10日以上とする。

＜対策＞

　●各年　 8月　　有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況をとりまとめる

●各年 10月　　職員会議などで有給休暇取得促進の通達、取得率についての積極的な

啓発を図るを行う。

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞  
　●令和　6年　 4月までに　法に基づく諸制度の理解と規程への反映

　●令和　6年 　5月～　制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標3：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

＜対策＞  
　●令和　6年 4月～　相談窓口の設置について検討

　●令和　6年10月～　相談窓口の設置について社員への周知